

議案

○高崎市地域公共交通会議設置要綱の改正について

高崎市地域公共交通会議の委員である、高崎市地区婦人会連合会については、令和7年3月末日をもって組織を解散することを予定しています。

解散後については、本市が設置する審議会等の委員は全て辞職する意向が示されていること、また後継の組織がないことから、以下のとおり高崎市地域公共交通会議設置要綱を改正したいと考えていますので、別紙にて賛否のご回答をお願いいたします。

○協議内容

1. 高崎市地域公共交通会議設置要綱の改正

第4条に定める別表中「高崎市地区婦人会連合会 会長又はその指名する者」を、削除する。

2. 改正日

令和7年4月1日（予定）

3. 改正後要綱

資料 高崎市地域公共交通会議 改正後要綱（案）